

○法務省告示第四号
厚生労働省

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則（平成二十八年法務省令第三号）別表第一第七号及び別表第二第八号の規定に基づき、外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則別表第一第七号及び別表第二第八号の規定に基づき法務大臣及び厚生労働大臣が定める試験等（平成二十九年法務省告示第六号）の一部を次の表のように改正する。

平成三十年十二月二十八日

法務大臣 山下 貴司

厚生労働大臣 根本 匠

(傍線部分は改正部分)

改正後

改正前

1 外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則（以下「規則」という。）別表第一第七号の法務大臣及び厚生労働大臣が告示で定める試験は、次の表に掲げるものとする。

1 外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則（以下「規則」という。）別表第一第七号の法務大臣及び厚生労働大臣が告示で定める試験は、次の表に掲げるものとする。

職種	航空グラ ドハンドリ ング	航空機地 上支援作 業	試験	試験実施者
		航空貨物 取扱作業 客室清掃 作業	航空グラ ドハンドリ ング 試験 技能実習評価	ANA成田エアポー トサービ ス株式会 社 鴻池運輸株式会社

職種	航空グラ ドハンドリ ング	航空機地 上支援作 業	試験	試験実施者
		(新設)	航空グラ ドハンドリ ング 試験 技能実習評価	ANA成田エアポー トサービ ス株式会 社

2 規則別表第二第八号の法務大臣及び厚生労働大臣が告示で定める職種及び作業は、次の表に掲げるものとする。

2 規則別表第二第八号の法務大臣及び厚生労働大臣が告示で定める職種及び作業は、次の表に掲げるものとする。

職種	航空グラ ドハンドリ ング	航空機地上支援作業	作業
		航空貨物取扱作業 客室清掃作業	

職種	航空グラ ドハンドリ ング	航空機地上支援作業	作業
		(新設)	